

1 はじめに

春日井市は、平成19年6月に改定した「春日井市ごみ処理基本計画」に基づき、市民・事業者・市が相互に連携を図りつつ、「もったいない」から始まる循環型社会の形成を基本理念として、ごみの減量に取り組んできた。

具体的な減量施策として、粗大ごみの有料化、搬入ごみの適正指導、指定ごみ袋制の導入などの実施により、平成21年度の事業ごみ排出量は、ごみ処理計画に掲げる数値目標を大幅に下回り、家庭ごみ排出量についても、着実に減少している。

こうした取組により、ごみの減量を推し進めてきたが、事業ごみの処理手数料の問題や年々増え続ける家庭ごみのクリーンセンターへの自己搬入などの課題も残されている。

そこで、春日井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）では、本年9月に、春日井市長から諮問を受けた「一般廃棄物処理手数料の改定」について審議を重ねてきた結果、事業ごみ・家庭ごみの排出抑制の推進と適正な受益者負担について、本答申をまとめたものである。

2 本市の現状と課題

(1) 一般廃棄物処理手数料について

一般廃棄物処理手数料については、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条の規定により、粗大ごみ及び粗大ごみを含むごみの排出量が10kg以上の部分につき100円/10kg（10,000円/t）、事業ごみの焼却処分及び破碎処分が80円/10kg（8,000円/t）、事業ごみの埋立処分が20円/10kg（2,000円/t）と定められている。

事業ごみに係る一般廃棄物処理手数料は、表1のとおり、減価償却を含む燃やせるごみの処理コスト42,073円/tに対し、負担率が約19%とわずかな事業者負担となっている。

平成13年から一般廃棄物処理手数料を据え置いてきたため、近隣市町と比較した場合、著しく低額となっている。

これらのことがリサイクルの妨げになっているばかりでなく、市外から事業ごみの流入を誘発するという問題を生じさせている。

表1 ごみの処理コスト（減価償却を含む）

	燃やせるごみ(円/t)	燃やせないごみ(円/t)	埋立ごみ(円/t)
平成19年度	35,355	75,232	13,726
平成20年度	43,231	78,503	38,197
平成21年度	47,632	79,916	35,916
平均	42,073	77,884	29,280

※ 事業ごみのうち、受入れをしているのは、焼却処分する生ごみ・紙ごみなどであり、廃プラスチック・金属類などは、産業廃棄物に該当するため受け入れをしていない。

(2) 家庭ごみの自己搬入について

家庭ごみのクリーンセンターへの自己搬入件数については、表2のとおり、年々増加する傾向にあり、平成21年度は平成18年度に比べ約30%増加している。

粗大ごみ及び粗大ごみを含むごみについては有料としているが、家庭から出る燃やせるごみ、燃やせないごみは搬入量に制限なく無料で受入れているため、ごみの排出抑制の妨げとなってきた。

なお、家庭から排出される通常のごみ量は、平成21年度では1世帯1回あたり6.6kgである。

表2 家庭ごみのクリーンセンターへの自己搬入件数

年度	燃やせるごみ(件)	燃やせないごみ(件)	粗大ごみ(件)	合計
18	4,984	3,581	12,938	21,503
19	5,453	3,281	15,858	24,592
20	5,254	3,887	17,035	26,176
21	6,548	4,164	17,630	28,342
増加率(H18/H21)	31.38%	16.28%	36.27%	31.80%

(3) 埋立処分について

埋立処分については、家庭ごみのうち、個人が自ら解体し自己搬入したブロック・タイルなどが、無料で年間約200t程度埋め立てられているため、最終処分場への受入れの抑制を講じる必要がある。

3 近隣市町の一般廃棄物処理手数料の状況

近隣市町の一般廃棄物処理手数料については、表3のとおり、名古屋市を始めとする半数以上の市町が200円/10kgを徴収しており、その他の市町についても改定する動きがある。

表3 近隣市町の一般廃棄物処理手数料

平成22年9月調査

自治体名	事業ごみ	改正年月日	家庭ごみ	改正年月日
北名古屋市、豊山町 ※1 (北名古屋衛生組合)	320円/10kg	平成22年4月1日	320円/10kg	平成22年4月1日
名古屋市	200円/10kg	平成16年4月1日	200円/10kg	平成16年4月1日
瀬戸市、尾張旭市 ※2 (尾張東部衛生組合)	200円/10kg	平成21年4月1日	200円/10kg	平成21年4月1日
日進市、みよし市、東郷町 (尾三衛生組合)	200円/10kg	平成17年4月1日	100円/10kg	平成6年4月1日
津島市、愛西市、他5市町村 (海部地区環境事務組合)	200円/10kg	平成19年12月1日	200円/10kg	平成19年10月1日
稲沢市	150円/10kg	平成20年4月1日	150円/10kg	平成20年4月1日
一宮市	150円/10kg	平成20年4月1日	150円/10kg	平成20年4月1日
犬山市	130円/10kg	平成18年10月1日	130円/10kg	平成18年10月1日
小牧市、岩倉市 (小牧岩倉衛生組合)	127円/10kg	平成15年4月1日	127円/10kg	平成15年4月1日
江南市、大口町、扶桑町 (江南丹羽環境管理組合)	120円/10kg	平成16年6月1日	120円/10kg	平成16年6月1日

※1 平成22年4月から名古屋市でごみ処理

※2 平成21年度に改定し、3年間の経過措置により平成23年度から200円/10kg

4 まとめ

(1) 事業ごみに係る一般廃棄物処理手数料の改定について

本市の一般廃棄物処理手数料については、ごみの処理コストとの間に相当の乖離があり、事業者に対して、応分の負担を求める必要がある。

また、近隣市町との大幅な格差が、市外から事業ごみの流入を誘発することにもなりかねないので、一般廃棄物処理手数料の改定はやむを得ないと考える。

一般廃棄物処理手数料の改定については、クリーンセンターの減価償却を含む燃やせるごみ処理コストの一定割合の負担の必要性と、近隣市町の一般廃棄物処理手数料の状況を考慮すれば、200円/10kgとするのが望ましいと考える。

(2) 家庭ごみの自己搬入の有料化について

家庭ごみは、本来、ごみステーション収集が原則である。

事業ごみに係る一般廃棄物処理手数料の改定に伴う事業ごみの家庭ごみへの混入の懸念や、ごみの排出抑制の観点から、家庭から出される通常のごみ量を超え自己搬入するごみについては、埋立処分するものを含め、一般廃棄物処理手数料を徴収することが必要であると考ええる。

一般廃棄物処理手数料については、現行の粗大ごみ処理手数料と同額の10kg以上の部分につき100円/10kgとすることが望ましいと考える。

(3) 円滑な実施について

事業ごみに係る一般廃棄物処理手数料の改定と家庭ごみの自己搬入の有料化に当たり、その主旨について理解を得るため、事業者及び市民に対して十分な周知と説明を行うことが必要である。

特に、事業者に対しては、リサイクルに関する情報提供を行い、ごみ処理経費の軽減とごみ減量の推進に努めてもらうよう啓発活動を行う。

また、事業者及び許可業者への急激な負担を緩和するため、一般廃棄物処理手数料の改定については、概ね3年間の経過措置を設けることが望ましい。

今後、社会状況に応じて、ごみ処理コストを算出し、一般廃棄物処理手数料の適正について検討していくことが必要と考える。